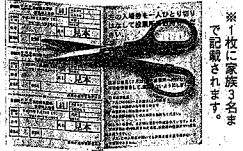


さあ、投票に行きましょう！

投票の方法

①郵送された入場券のうち、自分の氏名の記載されている部分を切り離して、指定された投票所へ行きます。



※1枚に家族3名まで記載されます。

②投票所の受付に入場券を出し、本人確認を受けた後、新潟県選出議員選挙の投票用紙(薄黄色)を受け取ります。

③投票記載所に用意してある鉛筆で、投票用紙の決められた欄内に、投票しようとする候補者1名の氏名を書き、投票用紙を「新潟県選出議員選挙」の投票箱に入れます。



④係から比例代表選出議員選挙の投票用紙(白色)を受け取ります。

⑤投票用紙の決められた欄内に、候補者名簿に記載された候補者の中で投票しようとする候補者1名の氏名または投票しようとする政党の名称(または略称)を記入し、「比例代表選出議員選挙」の投票箱に入れます。



※候補者名簿を届け出た政党等の名称(または略称)と候補者名簿に記載された候補者の氏名は、各投票所と不在者投票所に掲示されます。

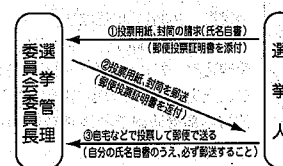
比例代表選挙が非拘束名簿式に変わったことから、今まで政党等の名称(または略称)だけを書いて投票していましたが、今回から候補者名簿に掲載されている候補者の氏名を書いても、政党等の名称(または略称)を書いても、どちらでも良いことになりました。

投票日当日に、用事などがあつて、投票所へ行くことができない人は、不在者投票をして棄権しないようにしましょう。不在者投票ができる期間、会場は次のとおりです。
■とき 7月28日(土)までの午前8時30分～午後8時(土・日曜日も含む)
■ところ 市役所一階市民サロン
なお、不在者投票をされる人は、入場券をお持ちください(届いていないと不要)。
●郵便による不在者投票
選挙権がある人へ身体に重度の障害があつて、選挙の当日、投票することができない人は、「郵便による不在者投票」をすることがあります。

●郵便による不在者投票ができる人
新津市に住所のある日本国民で、次の条件に該当していることが必要です。
▽年齢が投票日当日、二十歳以上であること(昭和五十六年七月二十日以前に生まれた人)
▽基準日(七月十日)前二か月以上新津市に住所があること(平成十三年四月十一日以前から新津市に住所があり、住民基本台帳に記載されている人)
●市内転居をした人

区分	障害の種類	1級もしくは2級	1級もしくは3級	特別障害から第2項症	特別障害から第3項症
身体障害者手帳をお持ちの人	両下肢障害 体幹障害 移動機能障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害	1級もしくは2級	1級もしくは3級	特別障害から第2項症	特別障害から第3項症
戦傷病者手帳をお持ちの人	両下肢障害 体幹障害 心臓障害 じん臓障害 呼吸器障害 ぼうこう障害 直腸の障害 小腸の障害	特別障害から第2項症	特別障害から第3項症	特別障害から第2項症	特別障害から第3項症

①郵便による不在者投票ができる人
②郵便による不在者投票の投票方法



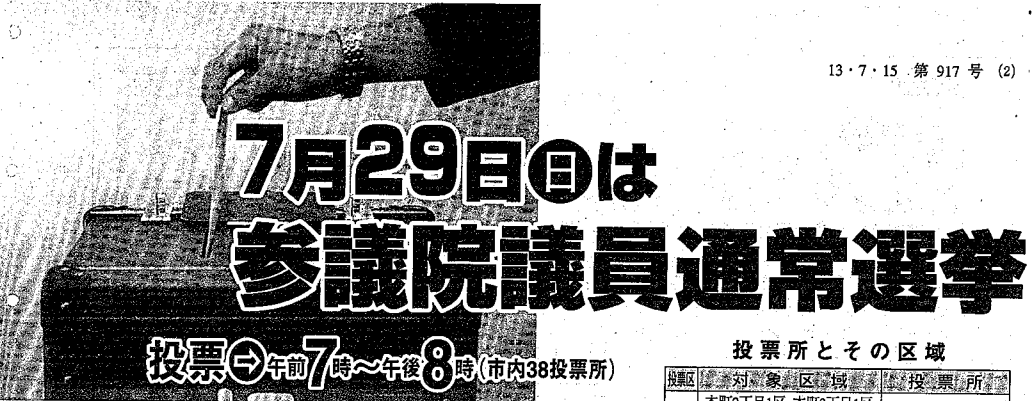
選挙に関するお問い合わせは...
市選挙管理委員会
市役所3階
24 | 211-1内線301へ

不在者投票は 7月28日(土)までの午前8時30分～午後8時、投票に行けない人は不在者投票を!!

入院先の病院や入所している施設(特別養護老人ホーム、身体障害者更正保護施設など)で不在者投票ができる場合があります。くわしくは、病院または施設の職員にお問い合わせください。

「選挙公報」は22に新聞折込みで選挙公報を、七月二十二日

市議会館で即日開票します
投票日当日の午後九時から市民会館大ホールで即日開票します。



投票所とその区域

投票所	対象区域	投票場所
1	本町2丁目1区、本町3丁目1区、本町3丁目3区	第一保育所遊戯室
2	本町3丁目2区、本町4丁目1区、本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町	第一幼稚園遊戯室
3	新町1～3丁目、日室町	東保育所遊戯室
4	北上1～3丁目	北上公会堂
5	山谷町1～3丁目	山谷公会堂
6	新栄町、緑町	新栄学園分場山の家
7	田家1～3丁目、吉岡町	田家氏子会館
8	草水町1～3丁目	草水公会堂
9	栢木町、飯柳、滝谷町	栢目木公会堂
10	上金沢、東金沢、大安寺、中新田	大安寺集落開発センター
11	満願寺、七日町、大蔵	満願寺・マインゲーム
12	結、福島、田島、萩島1丁目A	結幼稚園遊戯室
13	草場1丁目B、草場2丁目B、萩島1丁目B、萩島2丁目、中野1～3丁目	萩川保育所遊戯室
14	市之瀬、覚路津、長割	市之瀬小学校多目的教室
15	三枚湖、三津屋、野方、大秋	三津屋公会堂
16	川根、浦野、出戸、四ツ野、子成場、成曾根	小合小学校集会室
17	小屋場、梅ノ木、新通	梅ノ木集落開発センター
18	小戸上組、小戸下組、栗宮	小合地域活動センター集会室
19	大鹿、堂島	大鹿集落開発センター
20	中村、程島	林照寺保育園保育室
21	東島、西島	東島氏子会館
22	朝日、割町	金津保育所遊戯室
23	古津、西古津、蒲ヶ沢	古津公会堂
24	金津、塩谷	金津公会堂
25	小口	小口公会堂
26	大開、岡田	大開中央保育所遊戯室
27	下新、市新、金屋、新郷屋	新開中央保育所遊戯室
28	六郷、堤	六郷公会堂
29	本町1丁目、本町2丁目2区、善道町1～2丁目、下野町	第二保育所遊戯室
30	古田、天神	古田保育所遊戯室
31	秋葉1～3丁目	秋葉町内会館
32	金沢町1～4丁目	第二小学校音楽教室
33	新金沢町、東町1～3丁目	新金沢保育所遊戯室
34	南町1～2区、山谷南	さくら保育園遊戯室
35	美幸町1～3丁目	美幸町会館
36	こがね町、歌野町、車場4～5丁目、中野4～5丁目	萩川地区ふれあいセンター機能訓練室
37	北上新田、さつき野町、北湯、川口	川口地域交流会館
38	草場1丁目A、草場2丁目A、草場3丁目	草場公会堂

投票所を確認してからお出かけください。
投票所は、小合地域活動センター(集会室)になりますのでご注意ください。

投票所は、右の表のとおりですが、入場券(七月十二日)未入場券が届かなかつたり、入場券の記載事項に誤りがありましたら、市選挙管理委員会へお知らせください。また入場券が紛失されたときも投票はできませんので投票日当日に、直接投票所の投票所へ行き、受付で入場券の再交付を依頼してください。通常の投票の方法については、左向きをご覧ください。

入場券が届かなかつたり、入場券の記載事項に誤りがありましたら、市選挙管理委員会へお知らせください。また入場券が紛失されたときも投票はできませんので投票日当日に、直接投票所の投票所へ行き、受付で入場券の再交付を依頼してください。通常の投票の方法については、左向きをご覧ください。

投票用紙に書くことができない人は、代理投票ができます。また、目の不自由な人は「一点字投票」ができます。(ご希望の方は受付にお申し込みください。)

投票のできる人
新津市で投票のできる人
新津市に住所のある日本国民で、次の条件に該当していることが必要です。
▽年齢が投票日当日、二十歳以上であること(昭和五十六年七月二十日以前に生まれた人)
▽基準日(七月十日)前二か月以上新津市に住所があること(平成十三年四月十一日以前から新津市に住所があり、住民基本台帳に記載されている人)
●市内転居をした人

入場券の送付
投票所は、右の表のとおりですが、入場券(七月十二日)未入場券が届かなかつたり、入場券の記載事項に誤りがありましたら、市選挙管理委員会へお知らせください。また入場券が紛失されたときも投票はできませんので投票日当日に、直接投票所の投票所へ行き、受付で入場券の再交付を依頼してください。通常の投票の方法については、左向きをご覧ください。

代理・点字投票
投票用紙に書くことができない人は、代理投票ができます。また、目の不自由な人は「一点字投票」ができます。(ご希望の方は受付にお申し込みください。)

在外投票
今回の選挙では、海外に居住している日本人で在外選挙人名簿に記載されている人が比例代表選出議員選挙の投票をすることができます。
●帰国して投票する場合
□とき 7月12日(水)～28日(土)の午前8時30分～午後8時(土・日曜日も含む)
□ところ 市役所一階市民サロン
※在外選挙人証が必要で、海外から郵便投票する場合は、郵便による不在者投票、投票日の

投票のできる人
新津市で投票のできる人
新津市に住所のある日本国民で、次の条件に該当していることが必要です。
▽年齢が投票日当日、二十歳以上であること(昭和五十六年七月二十日以前に生まれた人)
▽基準日(七月十日)前二か月以上新津市に住所があること(平成十三年四月十一日以前から新津市に住所があり、住民基本台帳に記載されている人)
●市内転居をした人

入場券の送付
投票所は、右の表のとおりですが、入場券(七月十二日)未入場券が届かなかつたり、入場券の記載事項に誤りがありましたら、市選挙管理委員会へお知らせください。また入場券が紛失されたときも投票はできませんので投票日当日に、直接投票所の投票所へ行き、受付で入場券の再交付を依頼してください。通常の投票の方法については、左向きをご覧ください。

代理・点字投票
投票用紙に書くことができない人は、代理投票ができます。また、目の不自由な人は「一点字投票」ができます。(ご希望の方は受付にお申し込みください。)

在外投票
今回の選挙では、海外に居住している日本人で在外選挙人名簿に記載されている人が比例代表選出議員選挙の投票をすることができます。
●帰国して投票する場合
□とき 7月12日(水)～28日(土)の午前8時30分～午後8時(土・日曜日も含む)
□ところ 市役所一階市民サロン
※在外選挙人証が必要で、海外から郵便投票する場合は、郵便による不在者投票、投票日の